災害応急対策活動等に関する基本協定　募集要領
①【橋梁点検車による橋梁点検、作業装置の操作】

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

平成23年　4月18日

中国地方整備局
中国技術事務所長　　森川　数美

基 本 協 定 締 結 説 明 書

1. 協定概要

（1）　協　定　名　　災害応急対策活動に関する基本協定

（2）　活 動 場 所　　下記の場所を基本とした災害応急対策活動等への協力を原則とする。

①　中国地方整備局が管理する施設（河川、砂防、海岸、国道等）

②　中国地方の災害発生区域

③　その他中国地方以外の災害発生区域

（3）　活 動 内 容　　前記、(2)活動場所において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、中国技術事務所が保有する、下記(4)適用機種について、貴社で保有又は調達される建設機械、資材及び労力等により、適用機種の作業装置の操作（車両の輸送を除く）等の応急対策活動の実施を基本とする。

（4）　適 用 機 種　　本協定の適用機種は、中国技術事務所が保有する橋梁点検車を基本とする。概要は次によるほか、「中国技術事務所ホームページ→施設・機器の紹介、http://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/bousai/kiki.htm」のとおり。

1）　適用機種

①橋梁点検車（バケット式）

2）　作業内容

適用機種を利用した橋梁点検業務、運転操作とする。

点検作業中の車両運転を含む。

（5）　協 定 期 間　　締結日　～　平成25年3月31日

（6）　配付資料の内訳

本基本協定締結説明書（様式含む。）のほかに、災害応急対策活動等に関する基本協定（案）、適用機種概要資料を添付する。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（1）　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（2）　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。なお、本件における基本協定参加資格確認申請書提出期限日において、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を受理されていること。

（3）　中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（4）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（5）　過去10年間（平成13年度以降）において、国又は地方公共団体、日本高速道路（株）（東日本、中日本、西日本）旧日本道路公団、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）が発注した業務の実績があること。

（6）　本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。

①　以下のいずれかの資格を保有すること。

ア）技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

a）建設－河川、砂防及び海岸・海洋
b）建設－道路
c）建設－鋼構造及びコンクリート

イ）技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。
a）河川、砂防及び海岸・海洋
b）道路
c）鋼構造及びコンクリート

ウ）RCCMを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。
a）河川、砂防及び海岸・海洋
b）道路
c）鋼構造及びコンクリート

エ）工学博士

（7） （6）の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍**（橋梁点検車の運転手・操作員は協力会社でも可能）**する本店又は支店、営業所が中国5県内に有ること。

（8） 災害発生時等における、橋梁点検作業等において、施工体制を有する者であること。

3. 基本協定締結者の決定方法

（1） 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。

（2） 応募者が多数の場合は、提出資料の内容に関するヒアリング等を実施して決定します。

4. 担当部局

〒736－0082 広島県広島市安芸区船越南2－8－1
国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所 施工調査課
TEL 082－822－2340（代表） 内線383
FAX 082－823－9706

5. 応募資格の確認等

（1） 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

① 基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

② 過去の協定又は施工実績【別記様式2】

※過去10年間（平成13年度以降）において、国又は地方公共団体、日本高速道路（株）（東日本、中日本、西日本）旧日本道路公団、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）が発注した業務の受注実績について記載願います。

※TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出願います。

③ 技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④「緊急時出動体制」調査表【別記様式4】

※資料提出項目及び作成要領は、別紙－1「緊急時出動体制」調査表 作成要領によるものとします。なお、調査表の記入内容により、体制を有すると判断される希望者について、協定締結する予定としています。

（2） 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法 申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間 平成23年4月18日（月）から随時受付（休日を除く毎日、9時30分から17時30分までとする。）

③提出場所 4. に同じ。

（3） 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法　　書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
②受領期間　　平成23年4月18日（月）から随時受付（休日を除く毎日、9時30分から17時30分までとする。）
③提出場所　　4．に同じ。

（4）　（3）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。
①期　間　　質問を受理してから適宜（休日を除く毎日、9時30分から17時30分まで。）
②場　所　　4．に同じ。

（5）　申請書作成等に係る既存資料の閲覧
申請書の作成等にあたり、以下の資料を閲覧することができるものとします。
①資 料 名　　橋梁点検車の完成図書（製作仕様書、製作図、設計図書、取扱説明書等）各1式
②閲覧場所　　4．に同じ。（別途、閲覧場所を用意します）
③閲覧期間　　申請書の提出期限の前日までの閉庁日を除く毎日、9時30分から17時30分まで（閲覧場所の用意等が有りますので、事前に4．まで電話にて申し入れ下さい。）

（6）　その他
①　申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
②　担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。
③　提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
④　提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。
⑤　契約締結及び費用の支払い
基本協定締結後において、1．（3）活動内容の出動を要請した場合は、速やかに契約締結するものとし、出動及び復旧支援活動等に要した費用は、締結した契約に基づきその費用を支払うものとします。